

公共施設予約システム構築業務 公募型プロポーザル方式実施要項

1 対象事業の目的

現在、全公共施設の貸館等予約は各施設の窓口で受け付けており、コロナ禍にあっても、予約開始日に一部施設では、多数の利用希望者で混雑している状況である。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのいわゆる3密の回避や、新しい生活様式に即し、市民の利便性の向上を図るとともに、職員の管理事務の効率化を目的とする。

- 2-1 業務名 公共施設予約システム構築業務
- 2-2 業務場所 守山市内 24 施設
(別紙「守山市公共施設予約システム構築業務仕様書」のとおり)
- 2-3 業務内容 別紙「守山市公共施設予約システム構築業務仕様書」のとおり
- 2-4 見積上限価格 金 27,000,000 円 (消費税および地方消費税額を含む)
システム導入費 (カスタマイズ費用を含む)、導入後 5 年間の運用・支援にかかる費用を含む。
- 2-5 履行期間 導入(構築)期間 契約締結日から令和 3 年 9 月 30 日まで
利用期間 令和 3 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで
利用期間中、安定的に稼働するよう、職員等からの問合せに対応するヘルプデスクの設置等、柔軟に運用・支援を行うこと。

3 プロポーザル方式等の採用の具体的な理由および種別

本業務は、企画力や豊富な経験、ノウハウが必要であり、それらを有する者の選定に当たっては価格だけの競争はなじまないため公募型プロポーザル方式を採用する。

4 事業の全体スケジュールおよび受注者決定までの事務手順

- ・実施要項・募集要項の公表 令和 3 年 2 月 18 日 (木)
- ・質問締め切り 2 月 24 日 (水)
- ・質問回答 2 月 26 日 (金)
- ・参加申込書等提出期限 3 月 4 日 (木)
- ・参加資格確認通知 3 月 4 日 (木)
- ・提案書等提出期限 3 月 18 日 (木)
- ・プレゼンテーションの実施 3 月下旬
- ・審査結果通知 3 月下旬

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大により、滋賀県において緊急事態宣言が発令された場合、上記スケジュールおよび実施概要を変更する可能性がある。

5 公募要件等 別紙募集要項のとおり

6 提案書作成要領

(1) 提案内容

以下の事項について、提案を行うこと。各提案に対する評価の視点は別紙「評価基準」を参照すること。

A 実施方針

- ・本市の課題およびシステムの導入目的を十分に理解したうえで、課題解決につながる提案が提示されているか。

B 柔軟性

- ・施設数の増減、条例改正による施設使用料や利用時間区分の設定・変更など、システム導入時から長期間にわたり、本市の運用、制度の見直しに対して柔軟に対応が可能なシステムか。
- ・機能要件一覧の各項目を満たした提案がされているか。

C 円滑性

- ・インターネット利用に不慣れな施設利用者および職員両者にとって、利用者登録から予約申込、料金収納まで、システムの操作性も含めて円滑な対応が可能なシステムが提案されているか。
- ・付属設備の管理やシステム利用者への案内提示・通知、使用料の加算減免など、施設管理・運用に携わる職員の事務負担が軽減される運用が提案されているか。

D 研修・サポート体制

- ・インターネット利用に不慣れな施設利用者および職員を想定した操作研修が複数回提案されているか。（研修は施設所管課、施設管理者等を対象に行うものとする。）
- ・施設利用者および職員用のマニュアル作成およびサポート体制について提案されているか。

E 利用状況分析

- ・システムから出力・抽出した帳票およびデータを使った利用状況の分析・改善に関する提案がされているか。

F 構築体制

- ・施設利用者、職員への支援体制は十分か。
- ・平日、土日、祝日のシステムトラブルや障害発生時等への対応については、自動音声での対応ではなく、ヘルプデスク等の設置など、迅速に行える体制が確立されているか。
- ・導入後5年間は安定的に稼働するよう柔軟に構築・支援を行える体制を構築することか可能か。

- ・導入後5年間のうちに生じる法改正等によるシステム対応やバージョンアップによる機能提供については本契約の範囲内で行うことが可能か。

G 情報セキュリティ

- ・情報セキュリティ対策は十分か。(アカウント管理、ストレージ場所、サービスへの接続方法、危機管理等。)
- ・個人情報情報を漏洩しないための技術的措置は十分か。

※システム開発業者またはデータセンターサービス提供者の、クラウドサービスセキュリティ ISO/IEC (ISO27017) 及びプライバシーマーク (JISQ15001) の認証情報を提案書に明記すること。(許諾証の写しを添付することも可。)

H 独自性

- ・事業者のノウハウを生かした独自性のある提案がなされているか。
- ・プレゼンテーションは分かりやすく説得力があり、本業務への取組意欲、熱意が感じられるか。

(2) 提案書の様式および部数

- ・提案書(様式3-1～様式3-9): 10部

(3) 提出方法 持参による。(郵送等は不可)

(4) 提出期限 令和3年3月18日(木)正午

(5) 提出場所 下記問い合わせ先へ

(6) 記入上の注意

- ・提出期限に遅れたものは失格とする。
- ・提出書類に虚偽が認められたものは失格とする。
- ・提案書は様式3-1～様式3-9までを綴った分冊とする。

7 質疑応答

本プロポーザルに関連して疑義のある方は、質問書(様式4)にて、令和3年2月24日午後5時までに下記11宛に提出すること。提出方法は電子メールによるものとする。メールのタイトルは「質問書提出(公共施設予約システム構築業務)」とし、メール送付後は電話にて受信確認を行うこと。質問については、電話および口頭による受付は行わない。なお、質問書の内容およびそれに対する回答は守山市ホームページにおいて、令和3年2月26日に掲示する。

8 審査方法および審査基準

(1) 審査員構成

プロポーザルの審査は、当該システム構築関係部署および、対象となる公共施設を所管する以下の部署より選抜した者7名とする。

総合政策部、企画政策課、情報政策課、環境政策課、市民協働課、土木管理課、都

市計画・交通政策課、商工観光課、社会教育課、文化・スポーツ課、文化財保護課、地域総合センター、図書館

なお、審査会場には対象施設職員が同席するが、審査は行わない。(ただし、質問を行う場合がある。)

(2) 審査方法 審査は提出書類について、別紙「評価基準」に基づき評価を行う。

(3) 審査項目 別紙「評価基準」の項目について審査を行う。

(4) 審査スケジュール 上記4のとおり

(5) 審査結果の通知

令和3年3月下旬に審査結果の通知文を発送予定。

なお、審査結果は、参加者全員に文書で通知するが、審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

9 提案書の公開等

提案書の内容に関する著作権は、作成者に帰属するものとする。ただし、守山市は採択した提案書の内容を無償で使用できるものとする。また、応募された提案書は返却しない。

本件に関して公文書公開請求があった場合は、守山市情報公開条例(平成11年条例第21号)に基づき、提出書類を公開することがある。

10 提案に係る費用の負担に関する事項

提案書の作成、提出その他の提案に係る一切の費用は、すべて提案者の負担とする。

11 問い合わせ先

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

守山市総合政策部情報政策課 担当：足立

電話 077(582)1124、FAX077(583)9444、メール johosystem@city.moriyama.lg.jp